二　主たる事務所の所在地
1　埼玉県越谷市北越谷一丁目二十番六号「さくらマンション」一〇一号室
2　石川県金沢市昌永町十三番四号
3　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「GSハイム烏山」二〇一号室
三　代表者
氏名　麻原彰晃こと松本智津夫
昭和三十年三月二日生（当六十二年）
職業　団体主宰者
居所　東京都葛飾区小菅一丁目三十五番一号　東京拘置所
四　主幹者
1　氏名　佐々木正光
昭和三十二年二月十四日生（当六十年）
職業　団体役員
住所　埼玉県八潮市大字大瀬九百二十五番地一
2　氏名　並木清貴
昭和四十三年三月十九日生（当四十九年）
職業　団体役員
住所　北海道札幌市豊平区美園一条三丁目一番二十四号
3　氏名　山田美砂子
昭和二十七年四月二十二日生（当六十五年）
職業　団体役員
住所　石川県金沢市昌永町十三番四号
4　氏名　上祐史浩
昭和三十七年十二月十七日生（当五十四年）
職業　団体役員
住所　東京都世田谷区南烏山六丁目三十番十九号「GSハイム烏山」二〇一号室

第二　通知事項
一　更新が予定される処分の内容及び更新の根拠となる法令の条項
公安調査庁長官の観察に付する処分
無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（以下「法」という。）第五条第四項

二　更新の理由となる事実
1　被請求団体の現況
㈠　組織概況
被請求団体（以下「本団体」という。）は、麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）を教祖・創始者とするオウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的とし、麻原が主宰し、麻原及び同教義に従う者によって構成される団体である。その構成員は、現在、日本国内に約千六百五十名（出家した構成員約三百名、在家の構成員約千三百五十名）及びロシア連邦内に約四百六十名おり、日本国内の十五都道府県に計三十四施設、ロシア連邦に数施設を確保している。
㈡　活動概況
本団体においては、麻原の意思の捉え方や目的実現のための活動方針の違いから、「Aleph」の名称を用いる集団（以下「『Aleph』」という。）と「ひかりの輪」の名称を用いる集団（以下「『ひかりの輪』」という。）が中心的に活動し、「Aleph」は、従来の活動形態を維持しつつ、麻原の意思を実現することが重要であり、それが麻原に対する真の帰依であるとして、麻原を前面に出し、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動を、「ひかりの輪」は、従来の活動形態を変更してでも麻原の意思を実現することこそが麻原に対する真の帰依であるとの信念に基づき、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としながら、外形上、麻原の影響力を払拭したかのように装う、いわゆる「麻原隠し」（以下「『麻原隠し』」という。）の活動を、それぞれ展開していた。こうした中、「Aleph」においては、平成二十五年末頃、麻原の妻・松本明香里及び正悟師・二ノ宮耕一らが、麻原の二男を「Aleph」へ復帰させようとしていたのに対し、麻原の三女・松本麗華らが、これに反対するよう「Aleph」の幹部構成員らに働き掛けたことにより、「Aleph」内に意見対立が生じ、平成二十七年一月、「Aleph」の幹部構成員であった山田美砂子を中心とする集団（以下「『山田らの集団』」という。）が、かかる意見対立の結果、「Aleph」とは一定の距離を置いて活動を開始した。
(1)　「Aleph」は、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動方針を鮮明にし、麻原の肖像写真を祭壇等に掲出し、麻原及び麻原の説く教義を広め、その教義への帰依の強化を図るため、管理下の施設に数日間泊まり込んでその教義に従った修行を行う「集中セミナー」を開催したり、構成員に麻原の延命を祈願するよう指導したり、新規の構成員獲得の活動を活発に展開したりするなどしている。また、前記「集中セミナー」の開催等により多額の資金を獲得するとともに、大規模施設を確保するなど、その勢力の拡大を図っている。さらに、公安調査官による立入検査に際し、非協力姿勢を徹底している上、出家した構成員が、検査対象物が入った荷物を施設外に持ち出したり、在家の構成員に検査対象物を隠匿して施設外に持ち出させようとするなどの検査忌避行為を相次いで行い、合計七名が当該立入検査の対象となった施設を管轄する警察に逮捕され、このうち、出家した構成員一名が罰金刑の判決を受けるに至っている。
(2)　「山田らの集団」は、「Aleph」内の意見対立の結果派生した集団であるところ、「Aleph」と同様に、麻原に対する絶対的帰依を明示的に強調する活動方針を鮮明にし、麻原の肖像写真を祭壇付近に掲出し、麻原及び麻原の説く教義への帰依の強化を図るため、管理下の施設に数日間泊まり込んでその教義に従った修行を行うセミナーを開催したり、麻原の説く教義を広めるために新規の構成員を獲得する意思を示している。
(3)　「ひかりの輪」は、もともと麻原が、麻原の影響力を払拭したかのような外形の「別団体」を装い、オウム真理教を維持・発展させるよう求めていたことに基づき、「タントラ・ヴァジラヤーナ」の実践として麻原の影響力を払拭したかのような外形を装う集団として設立されたものである。これまでも、公安調査庁や公安審査委員会の指摘を受けて、麻原を示す大黒天や「三仏」の取扱いを二転三転させたり、専ら宗教的活動を行っているにもかかわらず自らを宗教組織ではなく思想哲学教室である旨説明するなど、麻原の影響力を払拭したかのように装う活動を展開してきたところ、平成二十七年一月二十三日付けの本件観察処分決定に係る処分の期間を更新する決定（以下「第五回期間更新決定」という。）後においても、同様の活動を行っている。すなわち、オウム真理教の位階制度を前提とした活動形態を維持している上、外形的には一般の神仏を崇拝するような形をとるものの、それらはいずれも麻原の代替物と位置付けられる神仏であり、それらの神仏を通じて麻原に対する個人崇拝を維持し、また、その教義や修行体系等についても、様々な外形的変更を加えつつも、依然として、麻原の説く教義や修行体系等の根本的な部分を変更・除去することなく維持しているなど、今なお、真実は、麻原に絶対的に帰依し、その教義を広め、麻原の意思を実現することを目的としている。
(4)　以上のとおり、本団体は、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」をその重要な一部として、オウム真理教の教義を広め、これを実現することを目的として活動している。
㈢　前記各集団が本団体の重要な一部を構成していること
(1)　前記㈡で述べた経緯から、「Aleph」、「山田らの集団」及び「ひかりの輪」は、外見上、日常的な活動こそそれぞれ別個に行っているものの、いずれも本団体の重要な一部を構成するものであって、法の趣旨からして、これらの集団を擁する本団体が観察処分の対象となると考えるべきである。以下、その理由を述べる。